

土木請負工事における「熱中症対策・防寒対策」の積算について（補足）

本書は、愛知県が策定する「土木請負工事における「熱中症対策・防寒対策」の積算について」の補足として、工事を発注する際の取扱い等を定めたものです。

1 対象工事について

- (1) 令和 7 年 4 月 1 日以降に契約を行う土木工事
- (2) 原則、全ての屋外工事を対象とする。ただし、維持工事等で実施が困難なもの及び効果が期待できないものについては、対象外とすることができる。なお、単に維持工事等という理由で対象外とせず、工事内容を考慮して判断すること。

2 運用方法について

愛知県の策定する「土木工事における「熱中症対策・防寒対策」の積算」の運用について」に準拠し、運用すること。

3 現場環境改善費に計上する熱中症対策について

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策費用

（例：遮光ネット、大型扇風機、日除けテント、ミストファン、給水器、製氷機、作業休憩室から離れた休憩車の配置等）

※現場管理費の補正に計上する作業員個人に対する費用と重複がないこと。